

# 農協指導、農業金融、農業保険 及び農協検査について

令和7年2月

農林水産部農林経済課

# 目次

<b><u>I</u></b>	<b><u>農協の運営指導</u></b>	4
1	農業協同組合（農協）の組織	
2	総合農協の概況	
3	農協に対する県の指導・監督及び支援	
<b><u>II</u></b>	<b><u>農業金融</u></b>	13
1	農業制度資金の種類	
2	融資実績	
3	主な制度資金の概要	
4	兵庫県農業信用基金協会の債務保証	
5	県の取り組み	
<b><u>III</u></b>	<b><u>農業保険</u></b>	17
1	農業共済制度	
2	農業経営収入保険制度	
<b><u>IV</u></b>	<b><u>農協等の検査</u></b>	22
1	検査の目的及び方針等	
2	検査結果	



# ひょうご農林水産ビジョン2030施策体系表における位置づけ

## 【めざす姿】

御食国ひょうご 令和の挑戦  
 ↳ 都市近郊の立地を活かした農林水産業の  
 基幹産業化と五国の持続的発展↳

## 【基本方向】

【基本方向1】  
 基幹産業として持続的に  
 発展する農林水産業の展  
 開

【基本方向2】  
 県民が安心して暮らせる  
 活力ある地域の創出

【基本方向3】  
 「農」の恵みによる健康  
 で豊かな暮らしの充実

## 【推進項目】

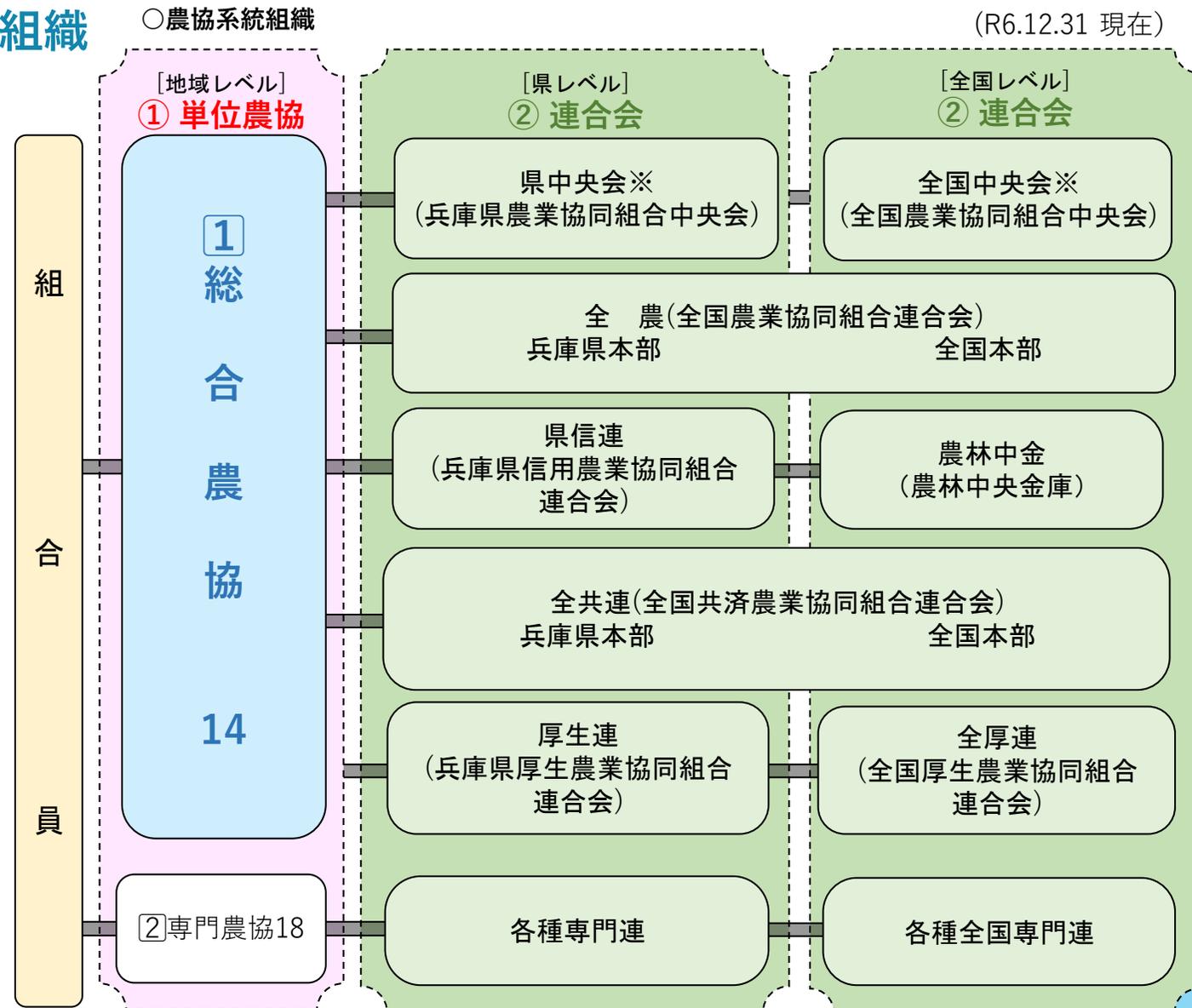
- 1 スマート化による新しい農林水産業の実現
- 2 多様性と都市近郊の立地を活かした力強い農業の展開
- 3 需要に応じた高品質な畜産物の生産力の強化
- 4 木材利用の拡大と資源循環型林業の推進
- 5 豊かな海と持続的な水産業の実現
- 6 農林水産物のブランド力強化と生産者所得の向上
- 7 食の安全を支える生産体制の確保
- 8 特色を活かした活力ある地域づくりの推進
- 9 農山漁村の防災・減災対策の推進
- 10 豊かな森づくりの推進
- 11 食と「農」に親しむ楽農生活の推進
- 12 「農」と多様な分野との連携強化
- 13 県民への農林水産物の安定供給と県産県消の推進

2 : 資料に掲載している施策項目

# I 農協の運営指導

## 1 農業協同組合（農協）の組織

- 農協の系統組織は農業協同組合法（以下、農協法）に基づいて設立
- 農業者等が組合員となる自主的な協同組織である**単位農協**<sup>①</sup>及び農協の事業活動をサポートする**連合会**<sup>②</sup>で構成
- 単位農協は、営農指導、経済、信用事業などを総合的に行う**総合農協**<sup>①</sup>と、酪農など特定の事業を中心に活動する**専門農協**<sup>②</sup>の2形態



※改正農協法（平成28年4月施行）により、特別認可法人から、全国中央会は一般社団法人（令和元年10月）に、県中央会は農協法上の連合会（平成31年4月）に移行

# I 農協の運営指導

## 2 総合農協の概況

県内の総合農協は、組織経営基盤の強化、拡大を目指して合併を進め、現在の農協数は**14**

○管轄区域

※下線部重複地域

組合名	兵庫六甲	あかし	兵庫南	加古川市南	兵庫みらい	みのり	兵庫西
区域	神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町	明石市 の一部	明石市 の一部、 加古川市 の一部 高砂市 稲美町 播磨町	加古川市 の一部	三木市 の一部 小野市 加西市	西脇市 三木市 の一部 加東市 多可町	姫路市 たつの市、 相生市 の一部 赤穂市 神崎郡 揖保郡 穴栗市 山崎町、 赤穂郡 佐用郡
組合名	相生市	ハリマ	たじま	丹波ひかみ	丹波ささやま	淡路日の出	あわじ島
区域	相生市 の一部	穴栗市 一宮町、 波賀町、 千種町	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡	丹波市	丹波篠山市	洲本市 淡路市	南あわじ市

○分布図

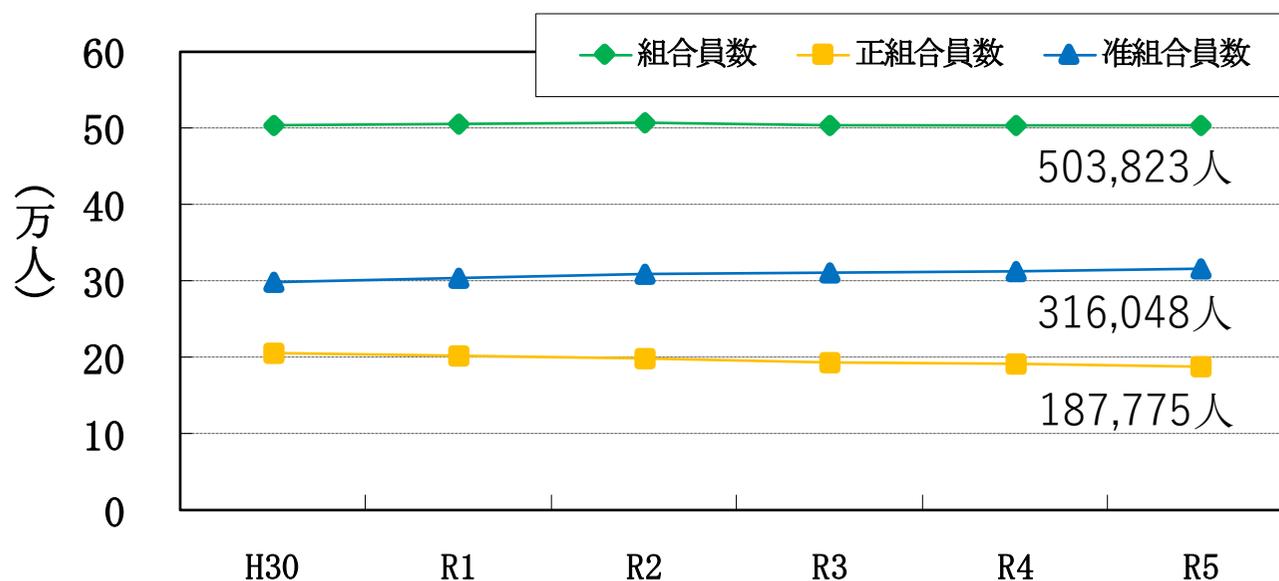


# I 農協の運営指導

## (1) 組合員の状況

- ・ 組合員数は横ばいで推移、高齢化等により**正組合員が減少**
- ・ 正組合員に占める女性の割合は30.7%

○正組合員※1・准組合員※2数の推移



### ※1 正組合員

農業者であることなどが条件で、耕作面積や農業従事日数など農協ごとに定款で規定。総会での議決権や役員の選挙権を有し、農協の運営に関与

### ※2 准組合員

一定の出資金を払えば組合に加入でき、正組合員と同じように農協の事業を利用できるが、総会での議決権や役員の選挙権は無い

○農協別組合員数内訳 (R6.3末)

総合農協名	兵庫六甲	あかし	兵庫南	加古川市南	兵庫みらい	みのり	兵庫西	相生市	ハリマ	たじま	丹波ひかみ	丹波ささやま	淡路日の出	あわじ島	合計
組合員	126,689	10,609	64,302	13,352	27,859	36,740	103,312	3,757	9,221	45,735	24,801	11,018	17,162	9,266	503,823
内訳 正組合員	29,926	1,354	13,958	1,847	15,210	15,154	45,026	363	6,697	19,699	16,079	7,440	9,622	5,400	187,775
内訳 准組合員	96,763	9,255	50,344	11,505	12,649	21,586	58,286	3,394	2,524	26,036	8,722	3,578	7,540	3,866	316,048

# I 農協の運営指導

## (2) 事業内容

農協は、営農指導事業、経済事業、信用事業、共済事業など**多様な事業を総合的に実施**。特に農協法では、**農業所得の増大に最大限に配慮**し事業に取り組むよう明記されており、産地育成や担い手支援、販売力強化に努めている。また、地域計画の協議の場に参画し、産地振興の方向性の提案等、地域農業との関係強化に取り組んでいる。

### ア 営農指導事業

「営農振興計画」に基づき、営農指導員を中心に、農業改良普及センターとの連携のもと、組合員や生産部会等の生産技術や経営力向上を支援し、**特産品振興や環境と調和した農業**などを推進

○職員数の推移 ※JA兵庫南で福祉事業の法人への移管により126人転籍

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
職員数(人)	5,950	5,815	5,671	5,639	5,479	5,175※
うち営農指導員数(人)	330	316	318	322	318	311
<b>営農指導員比率(%)</b>	5.5	5.4	5.6	5.7	5.8	<b>6.0</b>

○特産品の振興・産地づくりの取組事例

農協名	作物	取組内容
兵庫六甲	黒大豆 枝豆	さや取り・選別・袋詰めなどを機械化した「三田ビーンセンター」を整備し、早生品種を「六甲黒ゆたか」としてブランド化（栽培面積 R3：45ha→R6：71.9ha）
たじま	ピーマン	処理能力を増強した選果施設を整備し、市場との連携も深めて販売力を強化（販売高 R5：223百万円）



たじまピーマン  
(JAたじま)

○環境創造型農業・スマート農業の取組事例

農協名	取組内容
兵庫南	稲美町や加古川農業改良普及センターと連携し、営農組合の圃場で有機栽培米の実証試験を実施。自動抑草ロボットの導入などスマート農業も促進
あわじ島	ドローンによる水稻直播やタマネギの施肥・防除実証試験の実施、淡路農業技術センターが開発したレタスの生育予測アプリの活用による集出荷量予測などスマート農業を推進



有機栽培米の実証試験  
(JA兵庫南)

# I 農協の運営指導

## トピックス

### 【ひょうごの水稲オリジナル品種の育成】

平成28年度からJAグループ兵庫と県は共同研究契約を結び水稲オリジナル品種の開発を開始。JAは冬でも栽培できる温室の整備、検査機器等の導入や候補品種の食味分析などの費用を支援（11,475千円）。県は専任の研究員を配置。

来年度からの新品种の栽培と販売開始にあたり、JA営農指導員と県普及指導員が連携し生産者へのきめ細やかな指導体制を確立、3年程度で新品种への全面転換を支援（R7主食米のための新たな品種対策事業12,946千円）



## イ 経済事業

### (ア) 購買事業

肥料・農薬などの**生産資材**や暮らしに必要な生活物資を農協が共同購入して組合員に安定的に供給

### (イ) 販売事業

組合員が生産した農産物を農協が共同集荷・販売。近年**直売所**（県内50箇所※）で青果物などの販売が堅調

※R6.3月末時点（農協中央会調べ）



直売所「農協市場館マルシェ六甲」  
(JA兵庫六甲)

### (ウ) その他

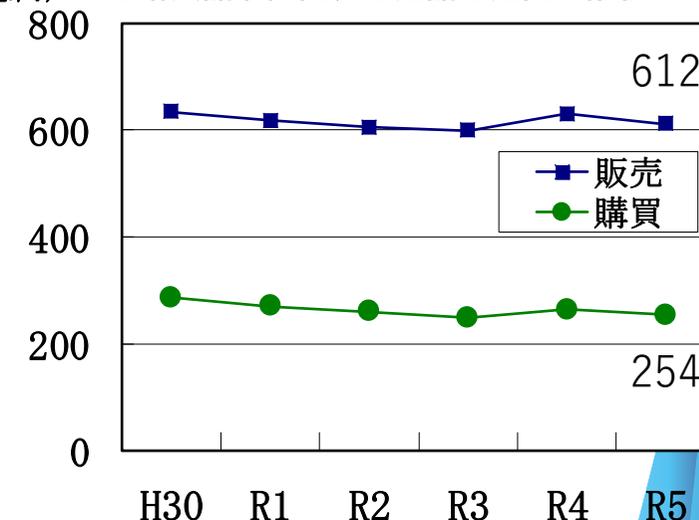
#### a 加工事業

精米、漬物、食肉など組合員が生産した農畜産物を加工

#### b 共同利用事業

カントリーエレベーター、選別施設、育苗施設など共同利用に供する施設を整備・運営

(億円) ○購買品取扱高、販売品販売高の推移



赤穂ライスセンター  
(JA兵庫西)

# I 農協の運営指導

## ウ 信用事業

組合員から貯金を預かる一方、それを原資として組合員の生活資金や営農資金を貸付

## エ 共済事業

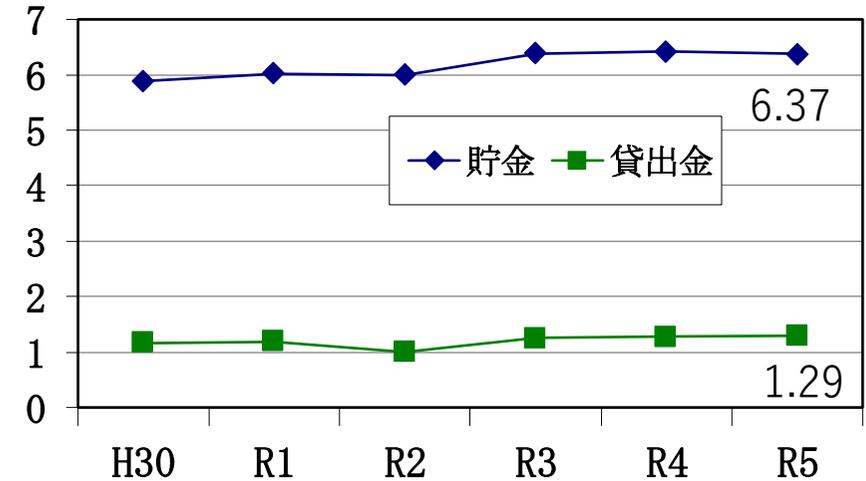
生命、建物、自動車等の共済業務により、組合員の生活設計に応じた保障を提供

## オ 生活関連事業

市町と連携して町ぐるみ健診や健康増進教室を開催し、組合員の健康の維持に努めているほか、介護福祉や学童保育等のサービスを提供

例) 介護事業：7 JA (JA出資法人含む)  
健康診断：14 JA  
給油所：6 JA (JA出資法人含む)

(兆円) ○貯金・貸出金残高の推移



給油所 (JAハリマ)



定期的な健康診断の実施

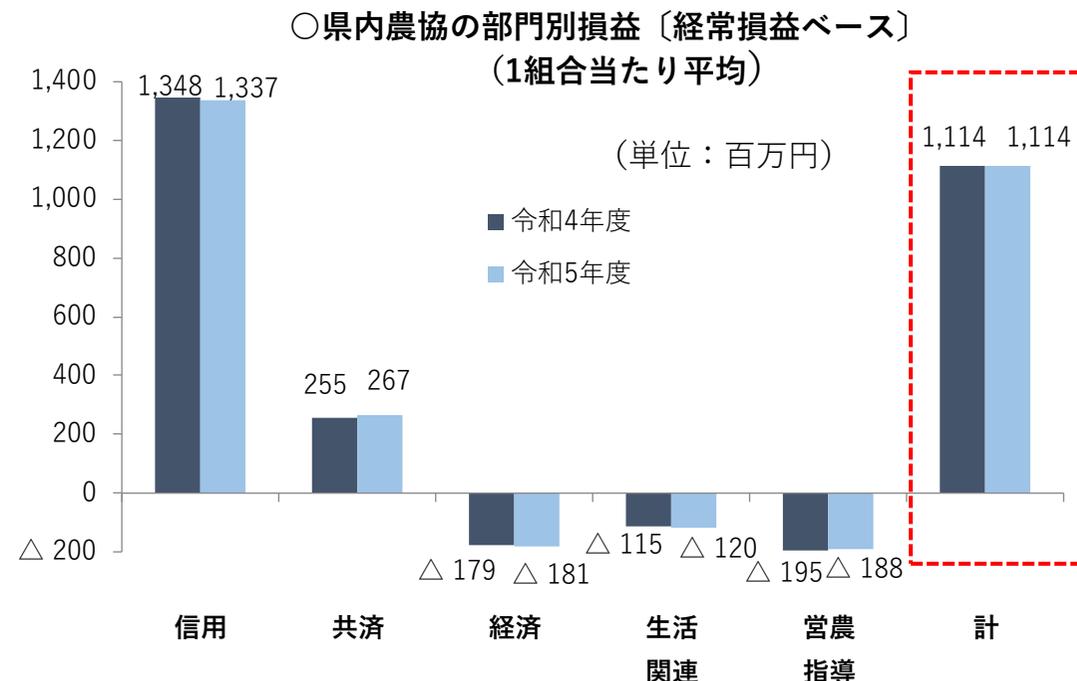
# I 農協の運営指導

## (3) 農協の部門別損益等の状況

県内農協の部門別損益は、**信用事業、共済事業が黒字、農業関連事業等が赤字**となっており、**全体としては黒字**を維持。

農協の最大の使命は、農産物販売等の経済事業を適切に行うことによる、組合員の**農業所得の向上**。

**県としては、販売力向上や農業経営支援など農業部門の改善を促進**



## トピックス

全国の農協・連合会で構成されるJAグループが3年に一度開催する「全国JA大会」に合わせ、JAグループ兵庫では「**兵庫県JA大会**」を開催し、今後**重点的に取り組む方針を決定**

《R6.11.15開催 第36回兵庫県JA大会》

### ○JAグループ兵庫の3か年ビジョン

<スローガン>

「共に育む、地域の絆と農業の未来

～変化する時代における総合力の発揮～」

<重点取組方針>

- ・兵庫県農業の維持・振興と県産農畜産物の販売力強化
- ・組合員・地域との接点、コミュニケーションの強化
- ・多様な人材が活躍し、組合員・地域を支え続ける人づくり
- ・組合員・地域の期待に応えるJA経営戦略の高度化



兵庫県JA大会 (R6.11.15)

# I 農協の運営指導

## 3 農協に対する県の指導・監督及び支援

農協法等において県は農協の指導・監督を行うこととされており、法令や国の監督指針に基づき、各種報告の徴求、**農協幹部との意見交換**等を通じ、**農協の法令等遵守態勢や経営状況などに対する指導・監督・支援**を実施

(R6年度の意見交換等は全JAで実施済み)



農協幹部との意見交換  
(R6.9.18 JA兵庫西)

### (1) 健全経営に向けた指導・監督

法令等の厳格な遵守、適切な経営管理態勢の整備及び財務の健全性確保を図るための指導・監督を実施。課題は農協検査に活かすとともに、検査で把握した問題点の改善状況をフォローアップするなど、「**指導・監督**」と「**検査**」を一体的に実施

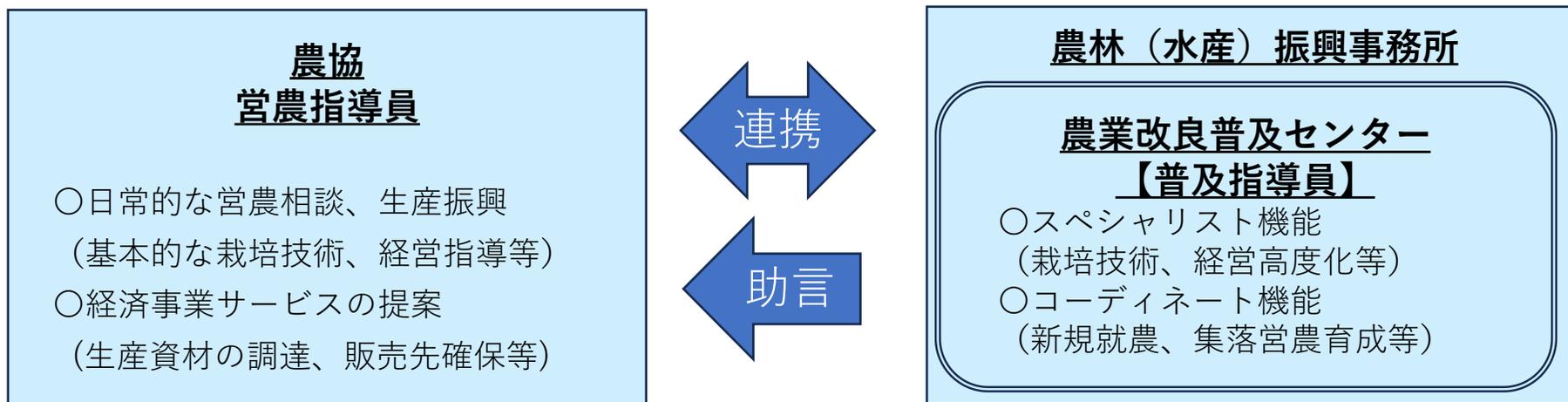
目的	指導・監督内容
法令等遵守（コンプライアンス）態勢等の整備・強化	各種調査・報告等を通じて法令等遵守態勢や経営管理態勢を把握し、整備・強化を指導
内部けん制機能の充実・強化	組織内部の自己検査体制や内部監査の実施状況を確認し、不祥事件や法令違反の未然防止・早期発見に向け内部けん制の充実・強化を指導
業務執行態勢の確立	農協の全役職員が適切に事業を運営できるよう、関係法令・事務処理マニュアル等の周知徹底や業務執行の明確化を指導・監督
財務の健全性確保	中長期の収支予測や自己資本比率等の定期的な把握や分析により財務の健全性を確認し、早期の経営改善を指導

# I 農協の運営指導

## (2) 営農指導事業及び経済事業の充実・強化への支援

農協と農林(水産)振興事務所・農業改良普及センター・市町などで構成する営農振興協議会等や、**農協幹部との意見交換会**などを通じて**地域の課題や施策の方向性を共有**し、産地育成に向けた優良事例が各地で展開できるよう営農指導及び経済事業の充実・強化に向け支援

### ア 県行政と農協の営農・経済部門との連携強化



### イ 営農指導員の資質向上

農協の営農指導機能の充実・強化に向け、営農指導員の確保を指導するとともに、県中央会等が実施する**営農指導員による成果発表**（R7.2.19開催予定）や**営農指導員養成研修への支援**（農業団体事業推進費補助事業6,240千円）を通じ、営農指導員の資質向上を促進



JA営農指導員による成果発表会

## II 農業金融

### 1 農業制度資金の種類

県が支援する農業制度資金は認定農業者等の担い手向け資金と担い手以外も含めた農業者向け資金がある。  
農業者の生産活動などを**県や市町の利子助成により、資金面から支援**

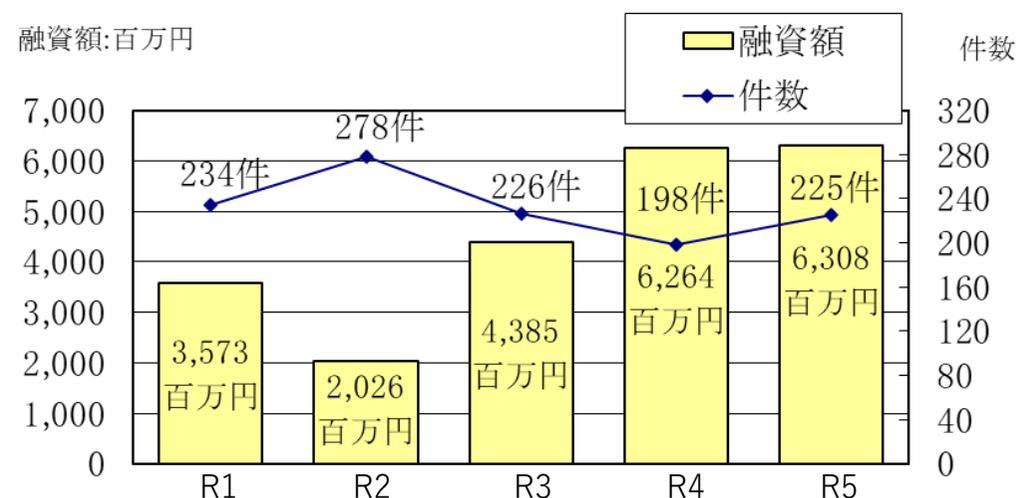
資金名（主な貸付機関）	貸付対象	資金用途等	県の支援内容等
スーパーL資金（日本政策金融公庫）	認定農業者	比較的大規模な設備資金・長期運転資金	市町と協調して農業者に対し利子助成
農業近代化資金（JA系統等）	認定農業者等	農業経営の改善（近代化）に資する比較的小規模の設備資金	金融機関に対し利子補給
スーパーS資金（JA系統等）	認定農業者	短期運転資金	貸付原資に対し、国と協調して利子助成
美しい村づくり資金（JA系統等）	農業者全般	農業生産の基盤強化、営農活動継続、災害復旧、食の安全等の確保、市民農園の整備等に必要な設備・運転資金	金融機関に対し利子補給

### 2 融資実績

近年の農業制度資金を取り巻く環境は、農業者の高齢化等による投資意欲の減退、低金利下での農業制度資金の有利性の希薄化があるものの、認定農業者を中心に、大規模な設備投資等に伴う資金需要の存在

→**全体の融資実績としては大口の融資案件に左右されつつ推移**

○全体融資状況（各年度末現在）



〈参考〉R6.11現在 127件、1,890百万円

## II 農業金融

### 3 主な制度資金の概要

#### (1) スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）

- ・ 農業経営改善計画の達成に必要な**長期資金を融資する制度資金**
- ・ 施設、機械の取得等に幅広く利用でき、**大口の資金需要にも対応**

- ・ 貸付対象者 認定農業者
- ・ 貸付機関 日本政策金融公庫
- ・ 資金用途 施設・機械等の取得、飼料・肥料等長期運転資金、家畜購入等
- ・ 貸付限度額 個人3億円（特認6億円）、法人10億円（特認30億円）
- ・ 償還期限 25年以内（据置期間 10年以内）
- ・ 貸付金利 0.85%～1.40%（償還期間により異なる）（R7.1.21現在）
- ・ 県の支援 貸付金利が0.5%を上回る場合、上回った分を県・市町協調しての利子助成（当初15年間。市町あわせて最大0.5%助成）  
※国の当初5年間の無利子化措置が講じられた案件は、5年目以降助成
- ・ 主な利用実績 肥育牛購入等

#### スーパーL資金融資状況（各年度末現在）

区分	R1	R2	R3	R4	R5
件数	107	81	82	86	112
融資額(百万円)	3,141	1,399	3,655	5,839	5,824

〈参考〉R6.11現在 59件、1,525百万円

#### (2) 農業近代化資金

農舎、ハウス、農機具、家畜の購入等、**農業経営の改善（近代化）に資する資金を融資する制度資金**

- ・ 貸付対象者 認定農業者、主業農家等の担い手、集落営農組織、農協等
- ・ 貸付機関 J A 系統等民間金融機関
- ・ 資金用途 農舎、農機具等の改良、復旧及び取得等
- ・ 貸付限度額 個人1,800万円（特認2億円）、法人等2億円、農協等15億円
- ・ 償還期限 7～20年以内（据置期間 2～7年以内）
- ・ 貸付金利 1.40%（R7.1.21現在）
- ・ 県の支援 国が定める利子補給率に基づき、融資機関に対し利子補給（利子補給率：貸付対象者が農業者の場合1.25%〔R7.1.21現在〕）
- ・ 主な利用実績 トラクター・コンバイン等の農機具取得

#### 農業近代化資金融資状況（各年度末現在）

区分	R1	R2	R3	R4	R5
件数	118	145	94	93	104
融資額(百万円)	339	357	384	300	399

〈参考〉R6.11現在 59件、285百万円

## II 農業金融

### (3) スーパーS資金（農業経営改善促進資金）

- ・ 農業経営改善計画の達成に必要な**短期運転資金を融資する制度資金**
- ・ 融資機関は、兵庫県農業信用基金協会が造成した低利預託基金を貸付原資の一部として協調融資を実施

- ・ 貸付対象者 認定農業者
- ・ 貸付機関 J A系統等民間金融機関
- ・ 資金使途 種苗代、肥料代、飼料代等短期運転資金
- ・ 貸付限度額 個人500万円、法人2,000万円（畜産経営、施設園芸経営を含む場合、個人2,000万円、法人8,000万円）
- ・ 償還期限 1年以内
- ・ 貸付金利 1.65%（R7.1.21現在）
- ・ 県の支援 基金造成のための資金借入に対し、国と協調して利子助成
- ・ 主な利用実績 資材費、作物の生育加工費、人件費

#### スーパーS資金融資状況（各年度末現在）

区分	R1	R2	R3	R4	R5
件数	9	8	8	8	8
融資額(百万円)	93	78	82	81	82

〈参考〉R6.11現在 9件、80百万円

### (4) 美しい村づくり資金

担い手以外を含めた**農業者全般に対し**、農業生産の基盤整備、営農活動の支援、災害復旧など、**農業者の幅広いニーズに対応する資金を融資する本県独自の制度資金**

- ・ 貸付対象者 農業者、農業者の組織する団体
- ・ 貸付機関 J A系統等民間金融機関
- ・ 資金使途 農舎、農機具等の改良、復旧及び取得、被災農家の経営維持等に必要な資金等
- ・ 貸付限度額 農機等の取得、種苗・肥料・農薬・飼料等の購入、災害等、用途により設定  
(個人500～1,000万円、法人等1,000～2,000万円)
- ・ 償還期限 5～15年以内（据置期間1～2年以内）
- ・ 貸付金利 0.50%～1.40%（R7.1.21現在）
- ・ 県の支援 近代化資金の枠組みを活用し、同資金と貸付金利が同一となるよう、融資機関の協力(0.5%)を求めた上で、融資機関に対し利子補給  
利子補給率は0.75%（R7.1.21現在）
- ・ 主な利用実績 新型コロナの影響を受けた農業者の運転資金

#### 美しい村づくり資金融資状況（各年度末現在）

区分	R1	R2	R3	R4	R5
件数	0	44(42)	42(40)	11(11)	1(1)
融資額(百万円)	0	192(187)	264(257)	44(44)	3(3)

〈参考〉R6.11現在 0件 ※（）は新型コロナ対応分以内数

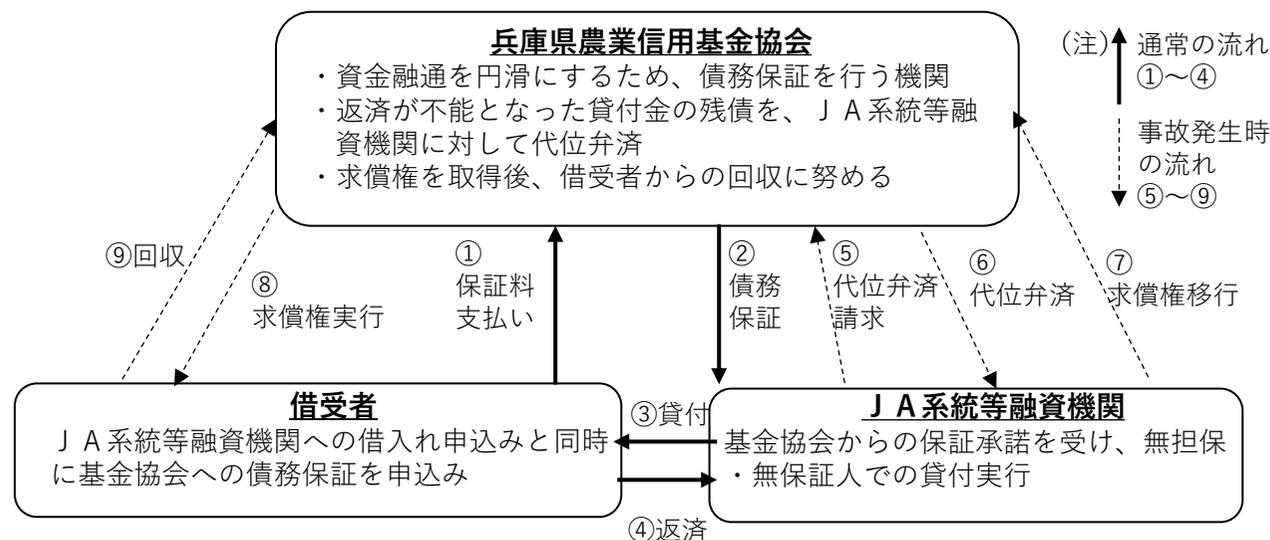
#### 新型コロナ又は原油価格・物価高騰等に伴う影響に係る緊急対策

区分	災害資金	
	通常	新型コロナ又は原油価格・物価高騰等
貸付限度額	個人500万円、法人1,000万円	個人1,000万円、法人2,000万円
融資対象額	事業費の80%	事業費の100%
償還期間（据置期間）	5年以内（1年以内）	7年以内（2年以内）
利子補給率(負担割合)	県 1.115%(1/2) 市町0.935%(1/2)	県 1.115%(追加分2/3) 市町0.935%(追加分1/3)
貸付利率	0.5%	当初3年間無利子

## II 農業金融

### 4 兵庫県農業信用基金協会の債務保証

農業者が、農業近代化資金等のJA系統等が融資する資金を借り受ける場合、兵庫県農業信用基金協会の債務保証を利用することで、資金の融通を円滑化し、**無担保・無保証人で融資を受けることが可能**



#### ○無担保・無保証人での保証限度額

区分	一般の事業者	認定農業者
個人	3,000万円	3,600万円
法人	6,000万円	7,200万円

### 5 県の取り組み

**農業者に対する金融面からの支援の円滑化、災害時等には機動的に対応**

#### (1) 融資枠の一元化

突発的な資金需要に円滑に対応するため、融資枠を一元化し、総額36.5億円の中で柔軟に融資を実行

#### (2) 関係機関との連携強化

農業者に対し、その経営状況や資金使途に応じて最も有利な資金を提案できるよう、県農業信用基金協会や県信用農業協同組合連合会と連携し、説明会の開催、案内リーフレットの作成等により、農協の営農・金融担当者等の制度理解を促進

#### (3) 天災等により被害を受けた農業者等への機動的な支援

**新型コロナウイルス感染症又は原油価格・物価高騰等の影響を受けた農業者への災害資金の貸付を実施**

### III 農業保険

#### 1 農業共済制度

農業共済制度は、**自然災害等による農作物の収穫量減少等の損失を補填**することにより、**農業経営の安定を図り**、農業生産力の発展に資することを目的として、農業保険法に基づき運営されている**公的保険制度**

##### (1) 仕組み

- ・ **農業者が共済掛金を出し合っ**て財源を造成し、**災害時にはその財源を活用し、被災農業者に共済金を支払う制度**で、**国が掛金の約1/2を負担**
- ・ 大災害発生時など多額の共済金が必要となる事態に備え、危険分散を図るため、農業共済組合（県段階）及び農林水産省（全国段階）の2段階制で運営
- ・ 県は、適正な制度運営が行われるよう、農業共済組合の指導・監督を実施

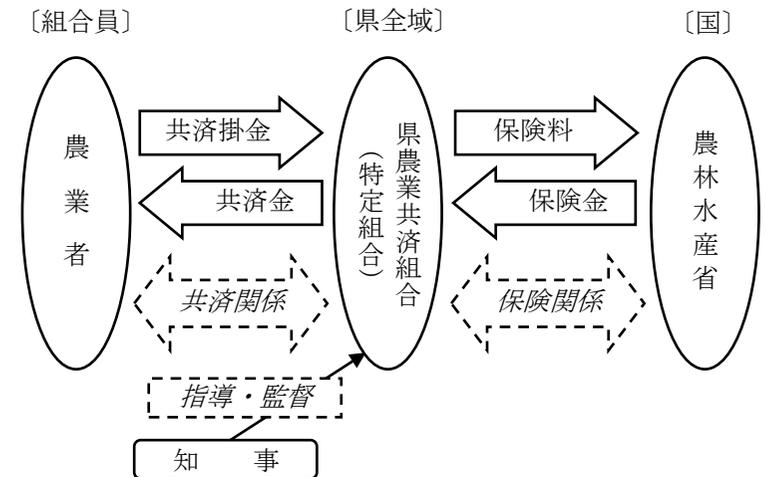
##### (2) 実施主体

**兵庫県農業共済組合**（本所、19事務所、7家畜診療所）

##### (3) 県内で実施している事業の種類

県内では、自然災害による収量減少等を対象として、6種類の事業を実施

##### ○共済制度の仕組み



##### ○制度の対象品目

事業の種類	制度の対象作物等
① 農作物共済	水稻・麦
② 家畜共済	牛・豚
③ 果樹共済	なし
④ 畑作物共済	大豆・そば
⑤ 園芸施設共済	園芸施設
⑥ 任意共済	建物・農機具・保管中農作物

### III 農業保険

#### (4) 令和5年度事業実績

##### ア 共済引受状況

- ・ **園芸施設、建物、農機具共済**は、**引受率が増加**
- ・ 一方、**水稻、麦、なし、大豆、そば共済**は、農業経営収入保険への移行や作付け面積の減少等により、**引受率が減少**
- ・ 家畜の事故に対する**家畜共済**（乳用牛、肉用牛等）は、農業者の経営安定に重要な役割を果たしており、**引受率は高位**

##### ○引受率の状況（各年度末現在）

（単位：％）

	水稻	麦	家畜 (死廃)	家畜 (病傷)	なし	大豆	そば	園芸施設	建物	農機具
R4	70.6 (77.6)	71.5 (89.9)	83.1	87.3	11.5 (51.6)	30.7 (43.2)	32.9 (55.7)	47.9	71.1	19.0
R5	66.7 (75.1)	66.9 (90.5)	71.1	84.7	9.1 (22.5)	29.9 (55.8)	28.5 (52.4)	55.0	72.3	20.0

※1 引受率は、家畜は頭数、園芸施設は戸数、建物は棟数、農機具は台数、その他は面積ベース。

2 カッコ内は、農業経営収入保険への加入を含めた農業保険加入率。

##### イ 共済事故状況（共済金支払状況）

- ・ **水稻**は、台風による倒伏や病虫害や獣害の発生、猛暑による品質低下もあったものの、**前年度と同水準**
- ・ **麦**は、長雨による土壌湿潤害に加えて病害が発生したことにより、**前年度と比べ1.6倍増加**
- ・ **園芸施設**は、台風による強風、雪害、施設内農作物への病虫害の発生が見られたが、**前年度の4割弱の被害**

##### ○支払共済金の状況（各年度末現在）

（単位：百万円）

区分	R1	R2	R3	R4	R5
支払共済金	2,429	2,370	2,577	2,390	1,955

##### 【R6.4.16降雪による被害への対応】

園芸施設共済の共済金支払い

（R6.12月末現在）

対象戸数：53戸

対象棟数：158棟

支払共済金：23,190千円

##### ○品目ごとの内訳（各年度末現在）

（単位：千円）

	水稻	麦	家畜 (死廃)	家畜 (病傷)	なし	大豆	そば	園芸施設	建物	農機具
R4	36,658	5,793	1,046,077	695,433	0	28,639	797	25,178	464,694	86,605
R5	36,528	9,498	842,050	701,139	823	33,774	735	9,122	219,751	101,937

### III 農業保険

#### (5) 野生動物被害補償事業(H14～)

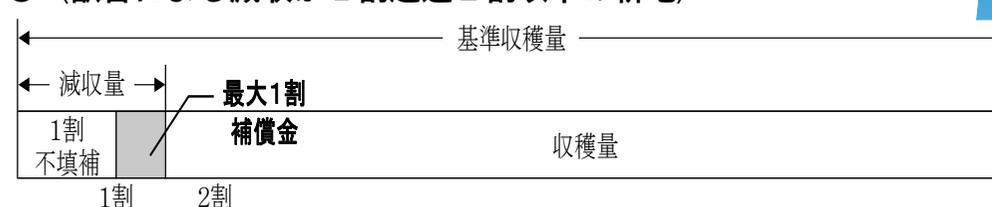
- ・イノシシ・シカなどの**野生動物被害に対する損失補填**に加え、営農意欲の減退を防ぐため、**水稻共済を補完する本県独自の制度**
- ・令和5年度は、被害面積の減少により、補償額が減少

- ア 補償内容** 収穫量が1割以上減少した場合、  
1割超2割以下の減収量を補償  
(2割以上の減収量は、農業共済制度で補償)
- イ 実施主体** 兵庫県農業共済組合
- ウ 負担区分** **県1/2、JA系統1/4、農業者1/4**
- エ 補償額** R5年度：3,216千円（R4年度：3,641千円）
- オ 対象市町** 34市町

#### ○ 〈獣害による減収が2割を超える耕地〉



#### ○ 〈獣害による減収が1割超過2割以下の耕地〉



#### (6) 農業共済組合への検査及び指導

- ・県は、農業保険法に基づき農業共済事業の適正な運営が図られるよう、農業共済組合の業務及び会計の状況について**常例検査**を実施
- ・また、農業者の**セーフティネットの充実を図る**ため、組合に対し、農業者への戸別訪問など、**制度の普及啓発と加入促進**を指導
- ・さらに、引受の拡大、損害評価の適正実施等に向けた講習会に対する補助や、業務運営に関するヒアリング等を通じて、組合の業務管理態勢の充実・強化等が図られるよう指導・支援

#### ○令和5年度常例検査の実施結果（指摘事項）の状況

区分	ガバナンス	法令等遵守	加入者保護	引受事務	損害評価	財務管理	事務管理	計
件数	2	1	0	0	1	1	1	6

## III 農業保険

### 2 農業経営収入保険制度

- ・ **様々なリスクによる収入減少**に備え、農業者の経営安定に万全を期す観点から、農林水産省は、**オールリスクに対応する収入保険制度**への加入を推進
- ・ 県は、**普及指導員から農家への声かけ**、県単独補助事業での農業保険の加入等要件化、県主催行事での制度PR機会の提供などにより、農業共済組合の**加入推進の取組を指導・支援**

#### (1) 制度の概要

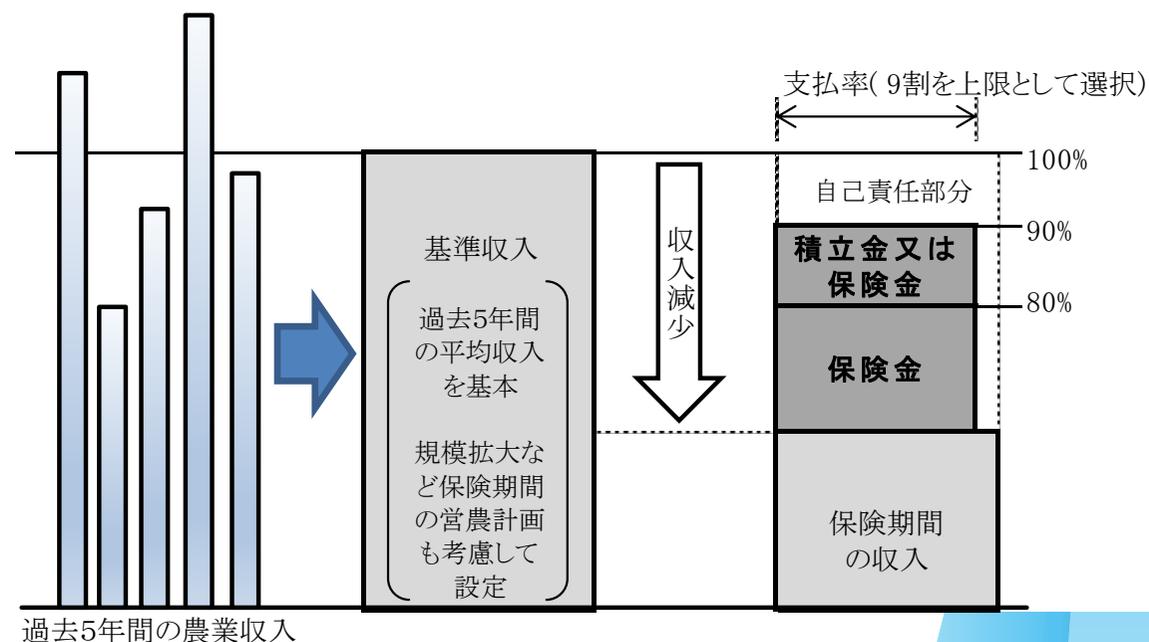
- ア 対象者** **青色申告**をしている農業者（法人・個人）  
ただし、農業共済、ナラシ対策等の類似制度を利用していないこと
- イ 補填対象** **自然災害による収量減少**に加え、**価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償**
- ウ 実施主体** 全国農業共済組合連合会、**農業共済組合**が引受  
保険料等の徴収、保険金の支払等の業務を受託
- エ 県の役割** 組合への加入推進の働きかけ、  
受託業務の適正執行に係る指導

#### 【保険料例】※基本プランの場合

- ・ 基準収入：300万円
- ・ 収入が半減（150万円）した場合、保険金等支払：108万円

	保険料	事務費	積立金	加入1年目負担掛金
保険方式と積立方式併用	32,346円	9,846円	67,500円	109,692円
保険方式のみ	68,927円	9,846円	0円	78,773円

#### ○収入保険制度の仕組み



### Ⅲ 農業保険

#### (2) 事業実績

##### ア 加入状況

- ・ **令和5年度**は、新規加入117件、継続加入793件の**合計910件**が加入
- ・ 経営形態別では、個人756件、法人154件であり、野菜又は水稻を中心に栽培する農業者が約8割

##### ○収入保険の加入状況（各年度末現在）

区分	R3	R4	R5
加入実績（件）	494	793	910

<参考> R6.11月末現在：956件（加入承認手続き中の44件を含む）

##### イ 事故状況（保険金等支払状況）

- ・ **令和5年度**は、**148件・約2億1,200万円**の保険金等を支払い
- ・ 支払原因は、農産物の価格低下、長雨・高温等の気象上の原因や病害虫・獣害等による収穫量の減少、加入者自身のケガや病気による販売金額の減少など

##### ○保険金支払い状況（各年度末現在）

区分	R3	R4	R5
支払件数（件）	92	118	148
支払金額（千円）	185,654	331,995	212,023

## IV 農協等の検査

### 1 検査の目的及び方針等

#### (1) 検査の目的

検査を通じて、組合の自主運営を基本としつつ、「**合法性**」「**合理性**」「**合目的性**」の観点から組合の業務及び会計の状況を把握し、検証することにより、組合の適正な事業運営を促進

##### 【根拠法令】

農業協同組合法第94条

森林組合法第111条

水産業協同組合法第123条

#### (2) 令和6年度検査方針

- ア 社会情勢の変化を的確に踏まえた検査
- イ 重要なリスクに焦点を当てた検査
- ウ 問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明

#### (3) 検査体系

「**予備(現物)検査の実施**」「**公認会計士の活用**」「**指摘事項の事後確認**」によって検査の充実・強化を図るとともに、指導部局（農林経済課農協指導班・林務課・水産漁港課）、県農業協同組合中央会等との連携や会計監査人監査結果の活用に努めるなど、効率的かつ効果的な検査を実施

#### (4) 検査の対象

組合別	区分	R5年度	R6年度 (計画)	検査の周期
農業協同組合 (総合農協)	対象 組合数	14	14	2年に1回
	実施 組合数	7	7	
森林組合	対象 組合数	17	17	3年に1回
	実施 組合数	5	6	
水産業 協同組合	対象 組合数	49	49	4～5年に 1回
	実施 組合数	13	12	

## IV 農協等の検査

### 2 検査結果

令和5年度検査の指摘内容は以下のとおり

#### (1) 農業協同組合

項目	内容	指摘件数
経営管理態勢	総代会及び理事会運営管理、情報セキュリティ管理等に関する事項	40
法令等遵守態勢	自動車管理、反社会的勢力等排除・マネロン対応、労務管理等に関する事項	27
リスク管理態勢等	利用者保護、オペレーショナル・リスク等のリスク管理等に関する事項	62
決算事務態勢	繰延税金資産、減損会計、資産除去債務等に関する事項	10
業務執行態勢	農産物の安全・安心確保、購買品管理、組合員組織会計等に関する事項	34
計		173

#### (2) 森林組合

項目	内容	指摘件数
組織制度	規程管理、総(代)会及び理事会の運営管理、安全衛生・労務管理、自動車管理等に関する事項	45
財務管理	決算関係書類の記載、棚卸資産の計上、勘定科目の適正使用等に関する事項	21
業務運営	契約事務、購買事業等に関する事項	4
会計処理	経理事務処理に関する事項	1
計		71

#### (3) 水産業協同組合

項目	内容	指摘件数
組織制度	総(代)会及び理事会の運営管理、組合員の資格管理、役員選挙手続、登記事務等に関する事項	187
財務管理	業務報告書の記載、固定資産の計上、引当金の計上等に関する事項	72
業務運営	契約事務、購買事業等に関する事項	15
会計処理	経理事務処理に関する事項	2
計		276